

改正案	現行基準
<p>A-1 利用者の尊重と権利擁護</p> <p>A-1-(2) 権利擁護</p> <p>A② A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <div data-bbox="231 688 1421 1014" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 利用者の権利擁護に関する取組が十分ではない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者の権利擁護について、規定・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 <input type="checkbox"/> 利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。 <input type="checkbox"/> 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。 <input type="checkbox"/> 所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 <input type="checkbox"/> 権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されている。 	<p>A-1 利用者の尊重と権利擁護</p> <p>A-1-(2) 権利擁護</p> <p>A② A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <div data-bbox="1567 688 2757 1014" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p> <p>b) -</p> <p>c) 利用者の権利擁護に関する取組が十分ではない。</p> </div> <p>評価の着眼点</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 利用者の権利擁護について、規定・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。 <input type="checkbox"/> 利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。 <input type="checkbox"/> 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。 <input type="checkbox"/> 所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。 <input type="checkbox"/> 権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。 <input type="checkbox"/> 権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準では、利用者の権利擁護のため、虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応等の徹底について評価します。

(2)趣旨・解説

○利用者の権利擁護においては、自律・自立生活や社会参加を実現する支援・取組とともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取組が職員全員に徹底されている必要があります。

○また、利用者の権利擁護の取組を周知した上で、規定やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。

○マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。

○障害者・児の虐待防止については、障害者虐待防止法等の関係法令とともに、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)」(厚生労働省、以下「施設・事業所マニュアル」)等を十分に理解し、具体的な取組を進めることが必要です。

○利用者の権利擁護や権利侵害について、具体例を利用者に提示することは、利用者が権利について理解する取組としても重要です。そのため、具体例を示す際には、利用者が理解しやすいように工夫します。

○障害者権利条約を踏まえた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等においては、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。福祉施設・事業所において、利用者の権利侵害について職員が具体的に検討する機会を定期的に設け、具体的な取組を進めることが必要です。

○事業所の運営規定に記載されている虐待の防止に関する規定のとおり運営が行われているか確認します。事業所の運営規定は、厚生労働省令により義務付けられており、「虐待の防止のための措置に関する事項」は必ず記載が必要な項目です。虐待の防止に関する責任者の選定や苦情解決体制の整備がなされているか、虐待防止委員会が設置され規定する回数以上委員会が開催されているか、虐待防止のための研修が規定のとおり実施されているかなど、虐待防止について運営規定のとおり適正に事業運営が行われているか確認する必要があります。

○身体拘束は、原則、虐待に該当する行為であり、禁止されています。この前提のもと、障害者総合支援法にもとづく指定基準(関係法令)において、例外的に生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に一時的に身体拘束を行う際の手順、解除等が厳格に定められており、早期の解除に努めなければなりません。利用者の生命又は身体を保護するための取組については、身体拘束を行わず、福祉施設・事業所の専門性をもとに、さまざまな方法や対応(代替手段)を検討し、取組むことが重要です。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1)目的

○本評価基準では、利用者の権利擁護のため、虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応等の徹底について評価します。

(2)趣旨・解説

○利用者の権利擁護においては、自律・自立生活や社会参加を実現する支援・取組とともに、虐待等の権利侵害の防止や権利侵害が発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であり、これらの取組が職員全員に徹底されている必要があります。

○また、利用者の権利擁護の取組を周知した上で、規定やマニュアルに基づく養育・支援が確実に行われなければなりません。

○マニュアルや掲示物等での周知だけでなく、職員が権利侵害の防止等について具体的に検討する機会等をつうじて、権利擁護に関する意識と理解を高め、権利侵害を発生させない組織づくりと対応方法の周知・徹底を進めることが重要です。

○障害者・児の虐待防止については、障害者虐待防止法等の関係法令とともに、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)」(厚生労働省、以下「施設・事業所マニュアル」)等を十分に理解し、具体的な取組を進めることが必要です。

○利用者の権利擁護や権利侵害について、具体例を利用者に提示することは、利用者が権利について理解する取組としても重要です。そのため、具体例を示す際には、利用者が理解しやすいように工夫します。

○障害者権利条約を踏まえた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等においては、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。福祉施設・事業所において、利用者の権利侵害について職員が具体的に検討する機会を定期的に設け、具体的な取組を進めることが必要です。

(新設)

○身体拘束は、原則、虐待に該当する行為であり、禁止されています。この前提のもと、障害者総合支援法にもとづく指定基準(関係法令)において、例外的に生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に一時的に身体拘束を行う際の手順、解除等が厳格に定められており、早期の解除に努めなければなりません。利用者の生命又は身体を保護するための取組については、身体拘束を行わず、福祉施設・事業所の専門性をもとに、さまざまな方法や対応(代替手段)を検討し、取組むことが重要です。

○なお、緊急やむを得ず身体拘束を一時的に行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。これらについては関係法令及び「施設・事業所マニュアル」に示された事項や要件等を十分に確認して取組を進めることが必要です。

○また、事業所の運営規定に身体拘束等の禁止について具体的に規定しているなど、事業所としての虐待防止等の取組方針が明確に示されているか確認する必要があります。

○虐待防止等の取組は、虐待等の権利侵害を防止することのみならず、発生時の迅速かつ適切な対応について、体制、手続や方法等を具体化し、全ての職員が理解しておくことが重要です。

○(訪問支援、通所支援、就労支援)福祉施設・事業所は、利用者の心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、家族などの支援者の状況を把握することが可能です。虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

○利用者の虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。

○利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず一時的に身体拘束を実施している場合には、その手順と身体拘束の解除などの記録等を確認します。また、身体拘束の早期解除と身体拘束を行わないための支援や身体拘束に代わる方法が、常に検討・実施されているか確認します。

○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。

○事業所の運営規定に記載されている虐待の防止及び身体拘束等の禁止に関する規定のとおり運営が行われていない場合も「c」評価とします。運営規定のとおり適正に事業運営が行われているか、特に実際の実施回数にも注意しながら確認します。

○権利侵害等が発生しないようさまざまな取組が重要です。過去 3 年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

○利用者の権利擁護についての規定・マニュアルの整備、研修の実施等については、「1」 I-1-(1)-①」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

○(訪問支援、通所支援、就労支援)養護者による虐待等権利侵害の疑いがある利用者への対応や予防的な支援を含め評価します。

○(共同生活支援)外部サービス利用型グループホームについては、受託居宅介護事業所のホームヘルパー等による虐待等権利侵害の疑いがある利用者への対応や予防的な支援を含め評価します。

(略)

○なお、緊急やむを得ず身体拘束を一時的に行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。これらについては関係法令及び「施設・事業所マニュアル」に示された事項や要件等を十分に確認して取組を進めることが必要です。

(新設)

○虐待防止等の取組は、虐待等の権利侵害を防止することのみならず、発生時の迅速かつ適切な対応について、体制、手続や方法等を具体化し、全ての職員が理解しておくことが重要です。

○(訪問支援、通所支援、就労支援)福祉施設・事業所は、利用者の心身の状況や家庭での生活・支援の状況等を把握できる機会があるだけでなく、家族などの支援者の状況を把握することが可能です。虐待等の権利侵害を発見した場合の対応を定めるとともに、予防的な支援、早期発見のための取組を行うことが重要です。

(3) 評価の留意点

○利用者の虐待等の権利侵害の防止等に関する具体的な取組や記録等を確認します。

○利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず一時的に身体拘束を実施している場合には、その手順と身体拘束の解除などの記録等を確認します。また、身体拘束の早期解除と身体拘束を行わないための支援や身体拘束に代わる方法が、常に検討・実施されているか確認します。

○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性を鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。

(新設)

○権利侵害等が発生しないようさまざまな取組が重要です。過去 3 年程度における権利侵害等の状況を確認し、その後の改善状況も踏まえて評価します。

○利用者の権利擁護についての規定・マニュアルの整備、研修の実施等については、「1」 I-1-(1)-①」の取組状況もあわせて総合的に評価します。

○(訪問支援、通所支援、就労支援)養護者による虐待等権利侵害の疑いがある利用者への対応や予防的な支援を含め評価します。

○(共同生活支援)外部サービス利用型グループホームについては、受託居宅介護事業所のホームヘルパー等による虐待等権利侵害の疑いがある利用者への対応や予防的な支援を含め評価します。

(略)